

「大阪市立東勝山小学校ほか2校給食調理・配送・配膳等業務委託長期継続(概算契約)」の仕様書等に対する質問・回答

	資料名称	該当頁	該当行	記述内容	質問内容	回答内容
1	提案書に係る様式	様式8 「配置予定調書」	9、13、 17、21、 25	「事業所名」	「事業所名」には学校名等を記載するのでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	提案書に係る様式	様式8 「配置予定調書」	11、15、 19、 23、27	「従事期間」	副本には氏名を空欄で提出する事となっているかと思いますが、例えば、従事期間に「～現在まで」等と記載すると業者を推認出来得るかと思われますが。	提案書作成要領の2(6)に記載のとおり、事業所名(学校名等)が特定されないため、事業者の特定はできません。
3	提案書に係る様式	様式8 「配置予定調書」	—	—	A学校とB学校(等複数の学校)の提案書において、配置予定調書に記載する従事者が重複する(かぶる)のは認められるのでしょうか。	仕様書のⅡ5(1)①アに記載のとおり、重複しての配置は認められません。
4	提案書に係る様式	様式7 「調理従事者の配置体制」	—	—	派遣契約でなく業務委託契約である中、様式7の配置体制の人数に縛られる事になるのでしょうか。	入札説明書の4(4)に記載のとおり、採用された提案書等に記載されている事項に関しては、本市の判断により、本件の委託範囲に含めることができます。
5	提案書に係る様式	様式7 「調理従事者の配置体制」	—	—	各学校の現地説明会が無い中で図面(適正な縮尺ではない)、若しくは食数等から人数を設定する業者が大多数かと思いますが、実際厨房が狭く想定していた配置人数で調理をすると余剰な人員が出る場合でも様式7の配置体制の人数に縛られる事になるのでしょうか。又、親子給食の場合で子校の給食がない、若しくは流行風邪等で食数が減る場合は、提出した配置体制よりも少ない体制で調理を行う事は認められるのでしょうか。	業務委託契約書第27条に規定のとおり、受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができます。また、親子給食の場合で子校の給食がない等の特別な事情で食数が減る場合の調理従事者の配置につきましては、当該校と協議の上、適正な人員を配置してください。